

台東区リノベーションパートナー 募集要項

令和8年4月

台東区
都市づくり部
地域整備第二課

○ 目 次

1 制度の目的	3
2 対象区域	3
3 登録要件	4
4 登録の流れ	5
5 制度の流れ	6
6 その他	7

1 制度の目的

台東区北部地域では、空き家・空き店舗等のリノベーションによる飲食店等の対面型店舗をはじめとして、生活利便施設の誘致や公共空間等の地域資源を活かした賑わいの創出を図ることで、「子育て世帯をはじめとする多様な世代が安心して住み続けられるまち」の実現を目指している。

そのため、当制度は利活用されていない空き家、空き店舗等の遊休不動産（以下「遊休不動産」という。）の所有者及び出店希望者のマッチングを促進するため、地域企業等を台東区リノベーションパートナー（以下「パートナー」という。）として登録することにより支援体制を構築し、遊休不動産の活用促進を図ることを目的とする。

2 対象地域

この制度の支援対象となる遊休不動産は、次に掲げる地域に位置する不動産とする。ただし、台東区長が特に必要があると認めるときは、対象地域以外の地域に位置する不動産を対象とすることができる。

- 日本堤一丁目及び二丁目
- 清川一丁目及び二丁目
- 東浅草二丁目
- 橋場一丁目及び二丁目



3 登録要件

(1) 登録要件

パートナーとして登録できる者は、次の各号にいずれにも該当する個人または法人であって、区長が適当と認める者とする。

- ①本事業の目的を理解し、対象地域のまちづくりに積極的に関わる^{※1}ことができること。
- ②登録する業種に必要とされる許可、認可、資格等を有し、かつ、実績を有すること。
- ③対象地域内において、登録する業種に係る事業の実績を有する^{※2}こと、又は、台東区内に事業所を置いていること。
- ④住民税を滞納していないこと。

※1：まちづくりに積極的に関わることの例

- ・ イベント・交流活動への関与
区主催イベントへの参加、地域イベントへの参加又は支援、新規イベントの企画・立案など
- ・ 人材育成・啓発活動
出店希望事業者への相談支援、SNS等での地域紹介記事の投稿など
- ・ 空き家・空き店舗の活用推進
自社事業の拠点として空き家・空き店舗を活用、空き家・空き店舗情報の提供など
- ・ 年に1度まちづくりへの参加状況について、アンケートを実施予定です。

※2：実績の確認方法

- ・ 北部地区内での事業実績を、請負契約書や実績内容がわかる写真や成果品等で確認します。

(2) 登録の拒否

区長は、申請者が次のいずれかに該当すると認めるときは、当該申請者をパートナーとして登録しないこととする。

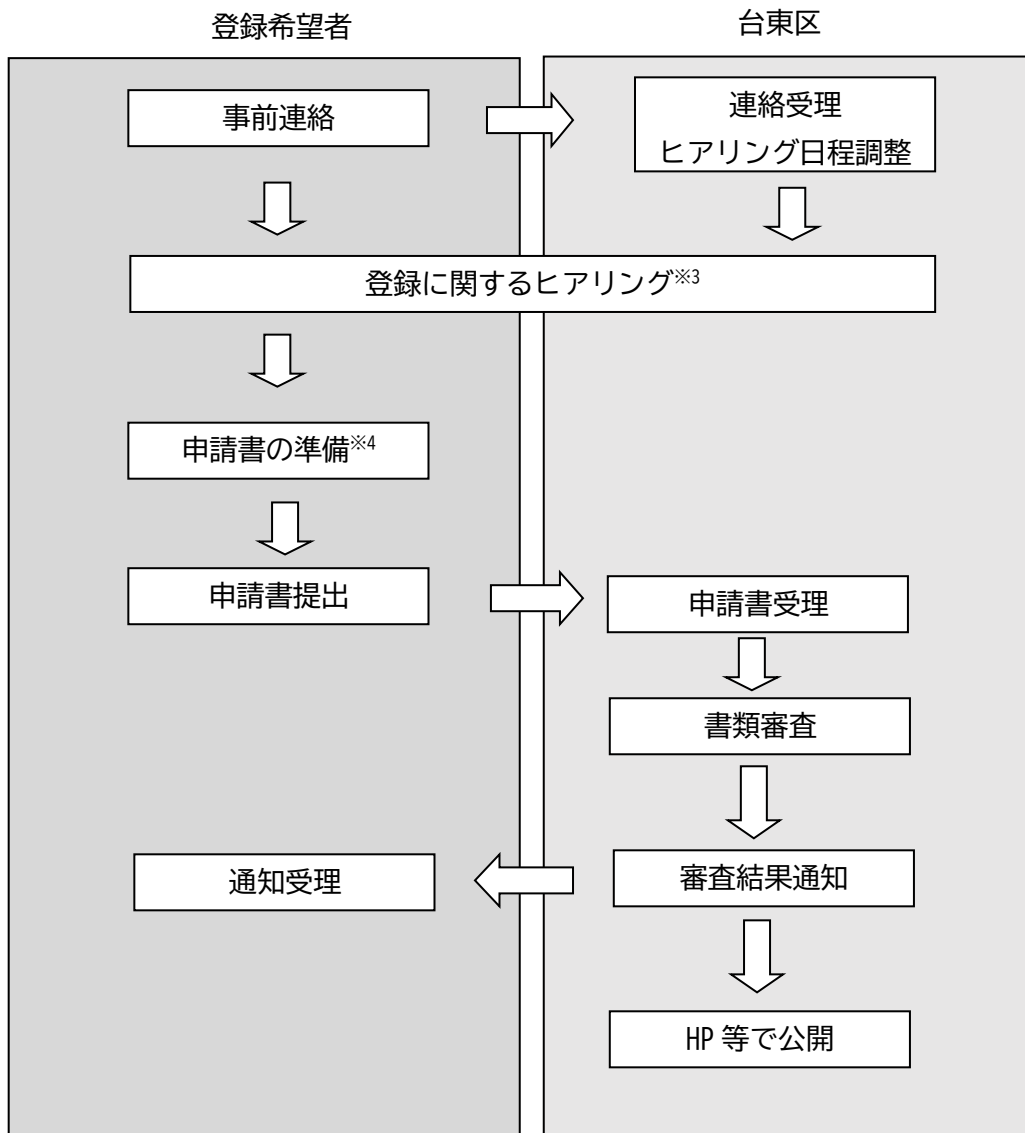
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律122号）に規定する風俗営業及びこれに類似する事業を営むもの。
- 東京都台東区暴力団排除条例（平成23年12月台東区条例第29号）第2条に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するもの。
- インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）第2条第2項に規定するインターネット異性紹介

事業を行うもの。

○ 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行うもの。

○ 前各号に掲げるもののほか、区長が不相当と認めるもの。

4 登録の流れ



※3：ヒアリング事項について

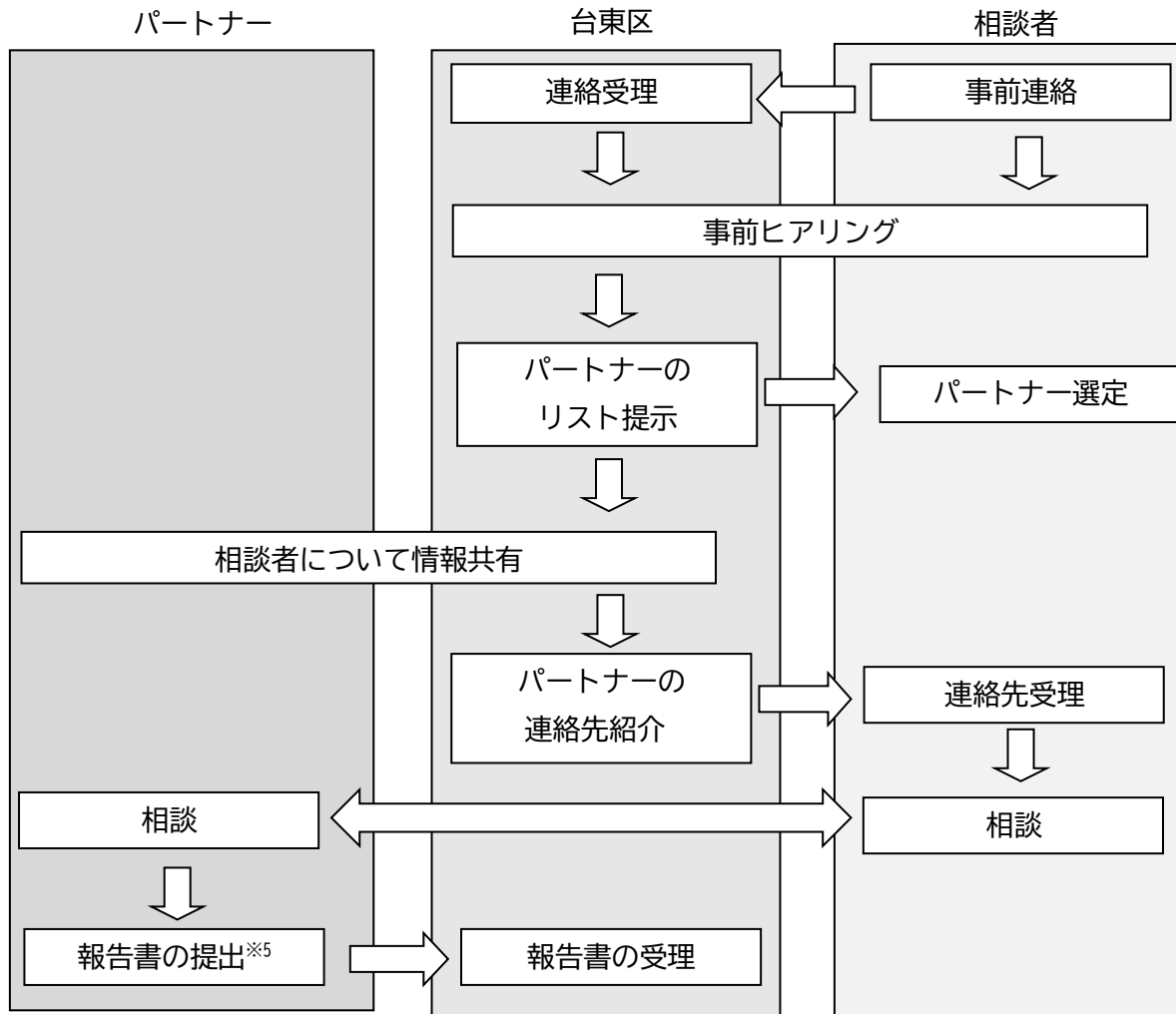
- ・「【登録用】事前ヒアリングシート」に必要事項を記入し、ヒアリング時にお持ちください。

※4：登録時の必要書類

- ・登録申請書（第1号様式）
- ・法人の場合は登記事項証明書（全部事項証明書）
- ・個人の場合は身分証明書の写し（マイナンバーカード、運転免許証等）

- ・同意書兼誓約書（第2号様式）
- ・登録する業種に関する実績が確認できる資料
- ・決算報告書等、経営状況が確認できる資料（非営利法人を除く。）
- ・納税証明書（非営利法人を除く。）

5 制度の流れ



※5：報告時の必要書類

- ・結果報告書（第8号様式）

6 その他

(1) 申請

事前相談による内容確認が完了後、申請書類を下記＜提出先＞まで郵送（窓口での提出も可）で提出ください。

＜提出先＞

台東区都市づくり部地域整備第二課

〒111-0056 台東区東上野 4-5-6 台東区役所 5階

電話番号：03(5246)1366 FAX：03(5246)1359